

部会の設置について

1. 部会の設置について

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例（抜粋）

（協議会の設置等）

第17条 協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、**市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。**

- (1) 特定空家等に関する対策に関すること。
- (2) 個別の特定空家等への対処に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、**空家等対策計画の作成**及び変更並びに実施に関すること。

（部会）

第20条 **協議会に、第17条に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。**

2 **協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とする。**

2. 部会のイメージ

